

別 表（第 2 条関係）

補 助 事 業 名	公共交通等事業者人材採用・育成活動支援事業補助 (トラック)
補 助 事 業 の 目 的	運転士不足の影響を受けるトラック事業者の人材採用・育成活動の取組の一部を支援する。
補 助 事 業 の 対 象 と な る 者	① 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号）第 2 条第 2 項に定める一般貨物自動車運送事業を経営する者で、県内に営業所を有する者。ただし、資本金又は出資の総額が 10 億円以上の者（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が 2,000 人を超える者）を除く。 ② 一般社団法人兵庫県トラック協会
補 助 事 業 の 対 象 と な る 経 費	1 トラック事業者等に対する以下の支援 （②及び③についてはトラック協会も支援対象） ① 運転免許（大型、中型等）取得のために必要な経費 ② 人材確保セミナー開催経費、PR 資料作成経費、外部求人サイトへの掲載料 等 ③ トラック協会や外部団体が主催する研修・社内研修の開催経費・参加費用 （研修の具体例） ・ 効率的な荷積みにかかるスキルの研修 ・ 接遇スキルの研修 ・ 運転技能向上を目的とした研修 ・ 初任者講習 等 2 トラック協会がトラック事業者からの申請の受付・審査・支払い等に要する経費
補 助 率	1 については 1/4 2 については定額
補 助 金 の 額	1 トラック事業者等への補助金の額は、補助対象経費に 1/4 を乗じた額（1,000 円未満切捨）以内、かつ、 ・ トラック事業者については、上限 200,000 円/事業者 ・ トラック協会については、上限 1,400,000 円 2 トラック協会がトラック事業者からの申請の受付・審査・支払い等に要する経費 1 事業者につき 2,000 円以内 ただし、予算の範囲内の額とする。
適 用 除 外 す る 条 項	—
そ の 他 の 事 項	補助金の交付は、事業者について 1 回限りとする。 ただし、事業の継承に伴い複数回の交付となるものは、この限りでない。